

予定価格の事前公表について

海津市では、一般競争・指名競争に付する建設工事及び建設工事に係る測量・コンサルタント業務の入札については、予定価格を事前公表しています。

(最低制限価格は未公表)

これは、入札制度の公平性、透明性を確保する観点から事前公表が適切であると考えられること、特に、予定価格を探ろうとする不正な動きの防止には、事前公表は絶大な効果があると考えているからです。

なお、予定価格の事前公表については、競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、建設業者の見積もり努力を損なわせるなどの弊害があると指摘がありますが、海津市では、積算内訳書の提出を求め、その内容をチェックすることで、積算能力不足の業者参入を防止しています。

今後も、公平、公正で透明性を確保した入札を執行すべく、競争入札に付する建設工事等については、予定価格の事前公表を実施していきます。

ただし、弊害が生じた場合は、予定価格の事前公表の見直しを検討いたします。